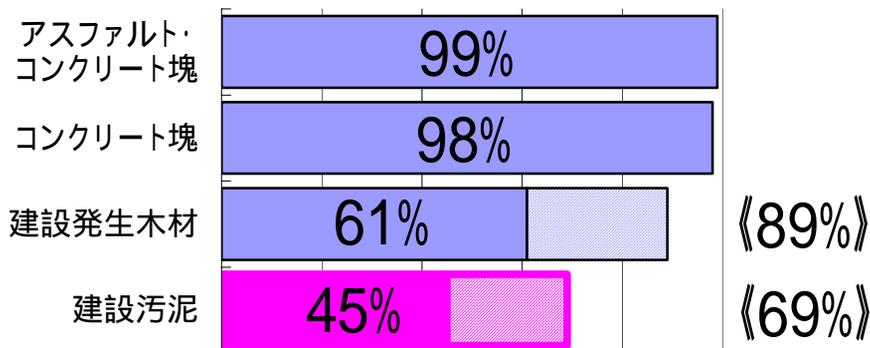


建設汚泥に関する現状の課題

建設廃棄物の再資源化率
[平成14年度 全国]

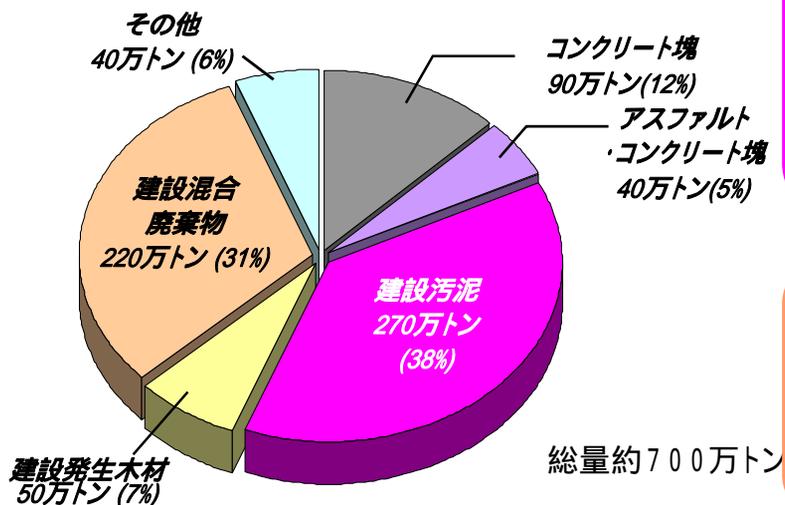


()は縮減分(斜線部)を含んだ場合の再資源化等率

建設汚泥の中間処理施設立地状況
[平成17年3月 全国]



建設廃棄物の最終処分量
[平成14年度 全国]



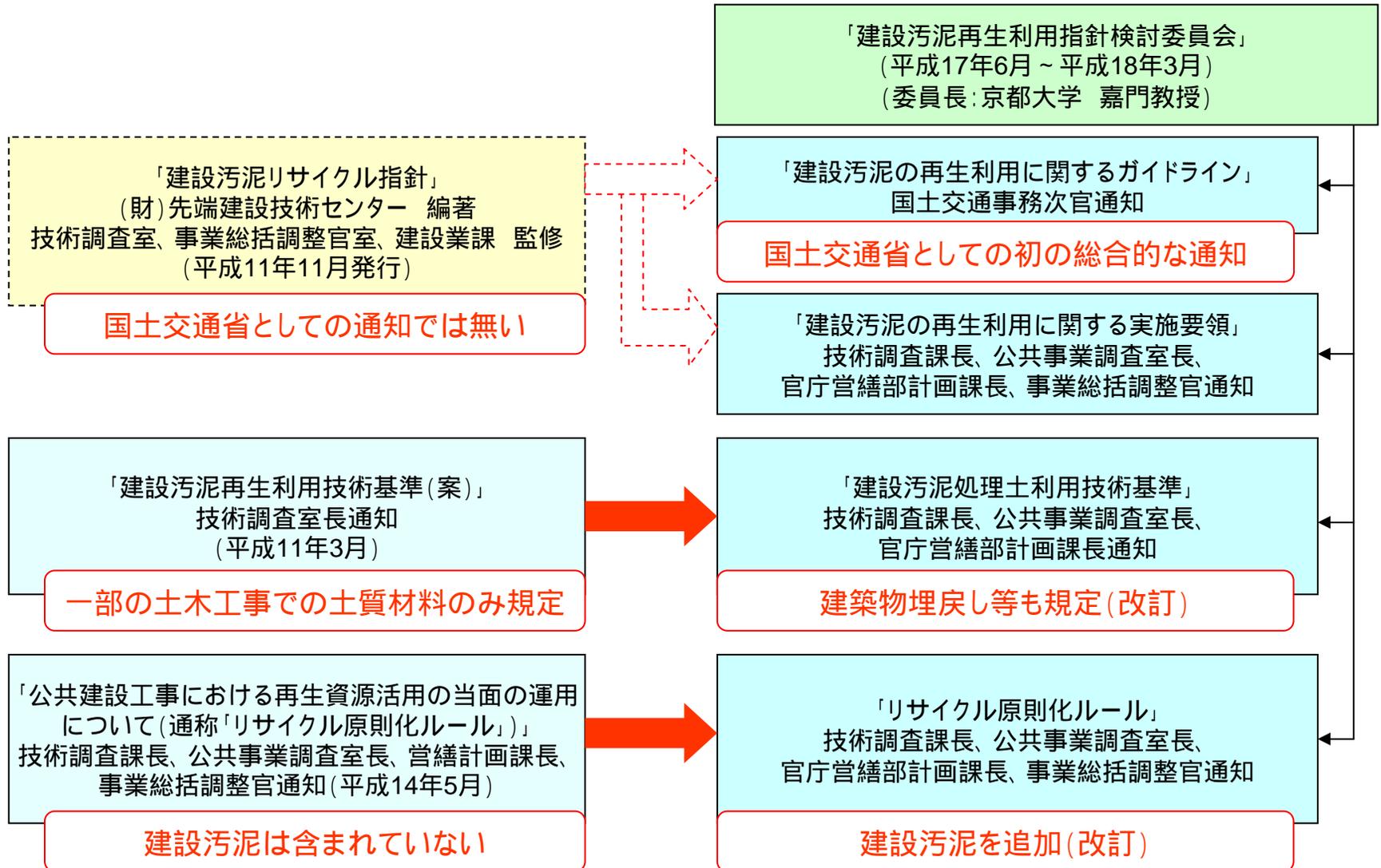
建設汚泥の再資源化率は低い状況にある。
建設汚泥の最終処分量は建設廃棄物全体の約4割を占めている。
建設汚泥の中間処理施設が少なく、偏在している。
建設汚泥の不法投棄も看過できない状況にある。

「建設汚泥再生利用指針検討委員会」において、建設汚泥の再生利用、適正処理を推進するための幅広い施策について検討。
本年3月に報告書を取りまとめ。

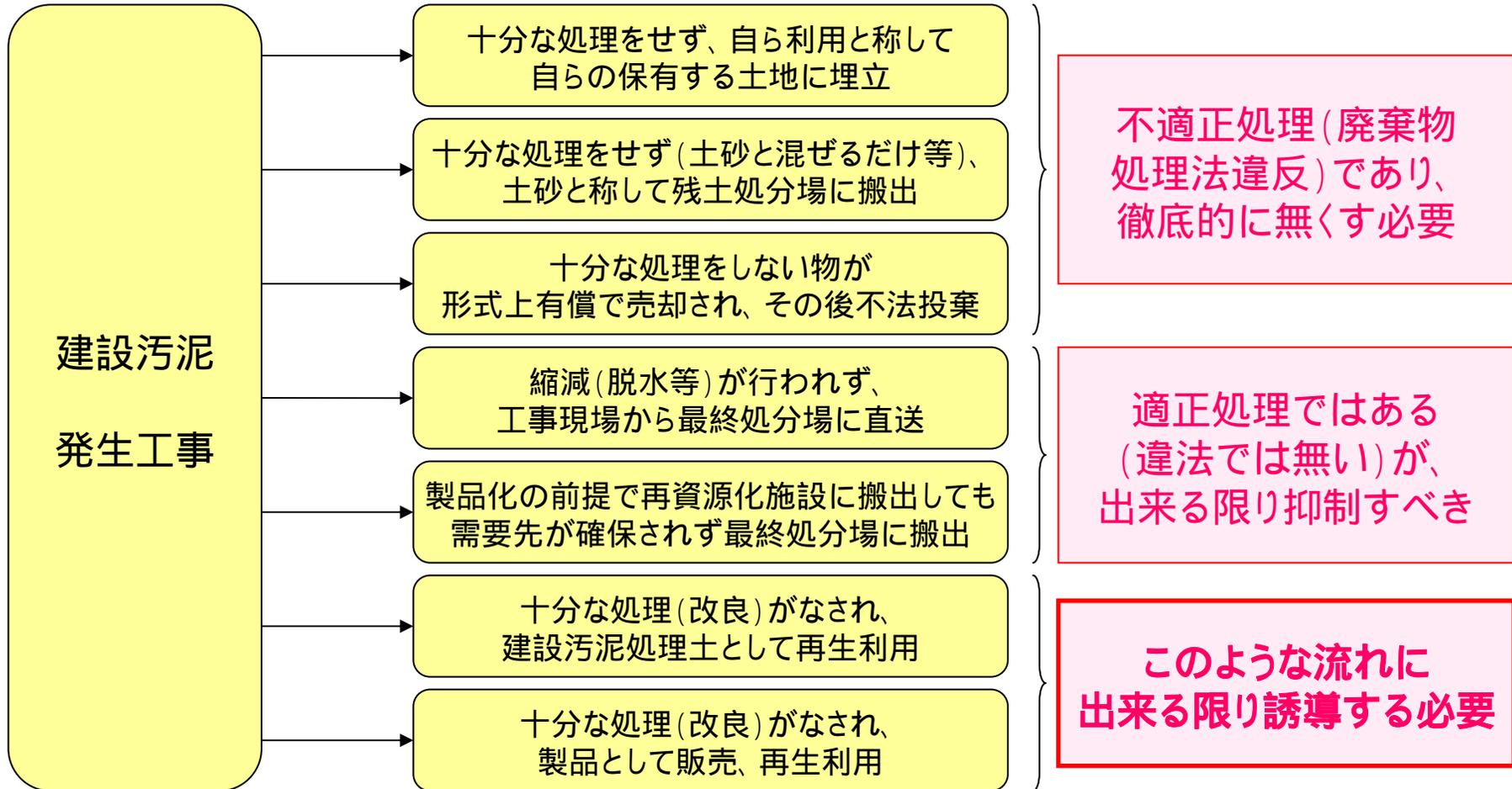
委員会報告書を受けた国土交通省策定の通知類

従来

今般の通知類



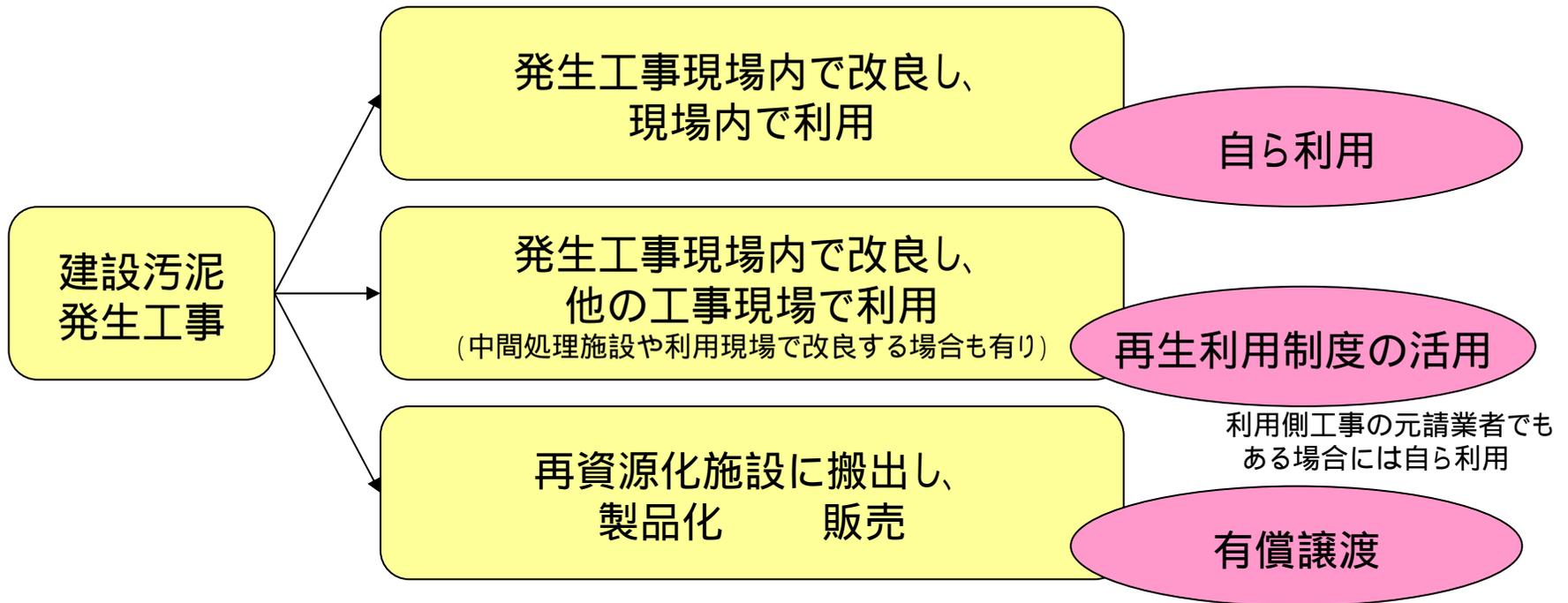
建設汚泥の処理の流れ



「建設汚泥処理土」とその他「製品」とに分けて再生利用促進策を検討
不適正な処理等については届出書類の強化等により抑制

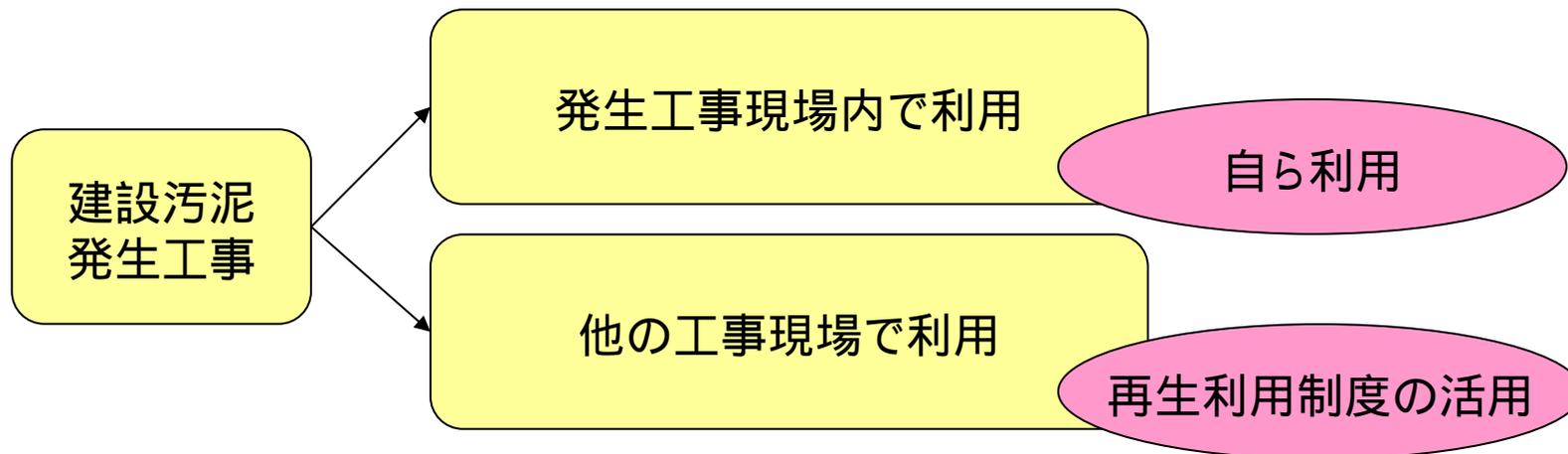
建設汚泥の再生利用の流れ

最終的な建設汚泥処理物が「産業廃棄物では無い」と判断されるためには、「自ら利用」「再生利用制度の活用」「有償譲渡」のいずれかの方策による必要



建設汚泥処理土については、競合相手である建設発生土が無償で取引されているのが通例なため、「自ら利用」「再生利用制度の活用」を基本とする

処理土としての再生利用促進に向けて



利用側工事の元請業者でもある場合には自ら利用

建設汚泥処理土としての再生利用を促進するためには、以下が課題

- ・利用先の確保
- ・廃棄物か否かについての環境部局の判断基準
- ・手続き面の改善
- ・現状に即した処理の流れ

処理土としての再生利用促進に向けて

利用先の確保

～ 元請業者が受け入れ工事を見つけることは実態として困難

建設汚泥の処理方法(処理土の受け入れ工事等)を発注者が決定する
(発注者は建設発生土の仕組みと一体となって利用調整を図る)

処理土の工事間利用について、リサイクル原則化ルールに位置付け
(改良費用、運搬費用は排出側で負担することを基本)

手続き面の改善 ～ 指定までに時間がかかる

排出側工事の発注者が積極的に環境部局への事前相談を実施
排出側工事の元請業者が申請に主体的に取り組む

現状に即した処理の流れ

～ 現場での改良を前提とした個別指定制度の枠組みが実態に合っていない

業の許可を有する産業廃棄物処理業者を介した個別指定制度の活用を推奨

処理土としての再生利用促進に向けて

廃棄物か否かについての環境部局の判断基準

～自ら利用、再生利用制度を活用した場合でも、有用な状態に改良したもので無いと廃棄物としての取扱いが必要だが、この有用物か廃棄物かの判断基準が必ずしも明確でなかった

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」

(H17.7.25、環境省産業廃棄物課長通知)

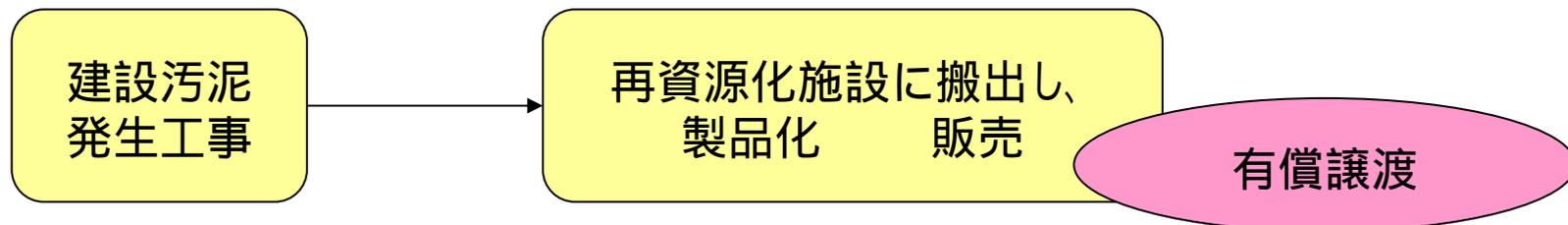
- ・判断基準の一つに「建設汚泥再生利用技術基準(案)への適合」を位置付け
- ・性状を満たしていればそれで良いというのではなく、具体的な再生利用用途が確定していることも必要
- ・必ずしも有償譲渡できるものでなくてもよい

建設汚泥処理土利用技術基準に、建築物の埋戻し等を追加

大臣認定・個別指定制度の申請に当たっては、工事間利用が確実に行われることを記載した書類(発注者間の確認書)の提出に発注者が協力

ガイドラインにも、上記環境省通知の考え方を明記

製品としての再生利用促進に向けて



価格が高い等の理由から、製品の需要先が見つからない

建設汚泥を原材料として再生した製品について、グリーン購入法の枠組みの中で調達を推進

再資源化施設への搬出に当たっては、「确实かつ適正な製品化及び販売を行っている施設」への搬出に努める

不適正処理の抑制等に向けて

十分な処理をせず、自ら利用と称して自らの保有する土地に埋立

自ら利用を行う際には、事前に利用計画書を作成し、実施状況も記録

自ら利用、再生利用制度を活用した場合も、マニフェストに準じた伝票を作成

十分な改良をせず、土砂と称して残土処分場に搬出
十分な処理をしない物が形式上有償で売却され、その後不法投棄

最終的な処理結果、処理に係る契約内容について、発注者に提出

縮減(脱水等)が行われず、工事現場から最終処分場に直送

やむを得ず再生利用が困難な場合でも、必ず脱水等の縮減を行った上で最終処分